

葉山町議会議長 待寺真司様

逗葉新道無料化に関する陳情

1. 陳情の趣旨

三浦半島中央道路北側区間(桜山・長柄区間、以後「北側トンネル」)建設の都市計画事業化に先だち逗葉新道を早急に無料化すること、及び無料化時期を速やかに明言することを求め、葉山町が神奈川県と協議することを陳情します。

2. 陳情の理由

逗葉新道は1970年に共用開始された道路運送法上の一般自動車道で、神奈川県道路公社が所管し、建設費償還後も料金収入を得る道路事業を続けることが認められています。人口が密集する市街化区域においては全国で唯一の有料の一般自動車道です(他の有料一般自動車道は全て郊外の観光道路)。逗葉新道は、東逗子市街地や近隣の住宅街を迂回して国道134号線から横浜・横須賀湾岸方面に至るバイパス経路として重要箇所位置していることから、有料の逗葉新道を避ける自動車が周辺住宅街・東逗子市街地に多く流入して、付近の一般道の渋滞や生活環境悪化を招く状況が数十年来続いています。このような事情からこれまで再三に渡り、逗子市・葉山町・周辺自治会等から逗葉新道無料化の要望がなされてきましたが、県は「逗葉新道は道路公社が自己資金で建設した道路であり、公社の経営に資する道路なので無料開放を前提としていない」との説明を長年繰り返すのみで何ら進展が見られていません。

一方で上記課題解決を主たる目的として、計画以来30年近く凍結されていた北側トンネルの早期着工を望む意見書が2012年以降、逗子市、葉山町、商工会長等から県に提出され、住民説明会は一度も開かれなまま、地質調査等を経て2022~2023年度にはトンネル設計・環境評価までが行われています。

北側トンネル建設について、住民は多くの問題を懸念しています。例えば、南側坑口付近で土被りが20数メートルしか取れずハイリスクな工事であること(工事に伴う地盤沈下や地盤の緩みによる建築物の損傷・低寿命化のリスク等)、トンネル内の高濃度排気ガスを含む汚染された空気のほぼ全量が葉山側坑口から排出されることによる住宅街の大気汚染の悪化(葉山側坑口の標高が逗子側より20m超高いことから、内部の空気の大半が葉山側から排出されることを横須賀土木事務所に確認済み)、直上及び周辺の不動産価値の毀損、北側坑口周辺の県道24号線・桜山75号(逗子警察入口交差点から北上して池子に通じる南北の逗子市道)のさらなる渋滞の深刻化等があげられます。

一方で、無料の北側トンネルと有料の逗葉新道の両立は難しいことから、神奈川県は北側トンネル開通後に逗葉新道を無料化することを考慮しています。

上記のような北側トンネル建設に伴う諸問題に対する住民の懸念と、県の近い将来の逗葉新道無料化の意図、及び有料の逗葉新道による周辺一帯の公共の福祉の阻害の実態に鑑み、

北側トンネルの都市計画事業化に先立ち、まずは住民生活への負荷なく現状課題を効率的・経済的に解決できる逗葉新道無料化を実施した上で相当期間をおき、周辺交通の変化・実情を正確に評価し、北側トンネルの必要性について明確な根拠を示して頂くことを要望致します。

地方道路公社法第三十九条には、「国土交通大臣又は設立団体の長（=神奈川県知事）は、道路公社の業務の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路公社に対してその業務に関し監督上必要な命令をすることができる」旨の記載があります。神奈川県道路公社は神奈川県が100億円以上を出資して設立された公社であり、その運営について県知事に監督命令権限があることを葉山町にはご了解頂き、県との協議を進めることを要望します。

なお県が逗葉新道無料化時期を速やかに明言すべき理由については、際限なく無料化が延期されることを避けるために必要な対応と考えます。

令和4年11月21日

陳情代表者

住所

他643名（署名簿添付）

